

## 第1章 本モデル事業の概要

### 1 - 1 . 事業の目的

#### (1)事業の背景

近年、我が国の青少年をめぐる様々な問題は深刻化しており、特に青少年の社会的自立の遅れに対する立ち直り支援の充実強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、内閣府の「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」（平成 16 年 9 月～17 年 6 月開催）において、地域における若者の自立支援体制を整備するため、若者の自立支援に対応する専門的な相談員（ユースアドバイザー<sup>1</sup>）を養成することが提言されている。

この提言を受け、内閣府では、平成 19 年度において、ユースアドバイザーの研修・養成プログラム（以下「研修・養成プログラム」という。）を開発するとともに、研修において使用する教材を作成したところである。

本モデル事業は、平成 20 年度に少年補導センター（少年補導センターとしての機能を有する機関を含む。以下同じ。）を中心とするモデル事業実施地域（9 地域）（以下「実施地域」という。）において、研修・養成プログラムに基づきユースアドバイザーを養成するための講習会を実施するとともに、同センターを中核機関とし、様々な問題を抱える若者を個別的・継続的に支援する体制を整備するモデル事業を実施し、その結果を踏まえ、効果的な自立支援の在り方を検討し、得られた成果を全国に普及させることにより、地域における若者支援体制を充実し、支援を効果的に推進するものである。

---

<sup>1</sup> ユースアドバイザーとは、若者の自立支援に対応する専門的な相談員であり、支援に必要な関係分野や関係機関の知識を備え、個々の若者の状態を十分に把握し、個別的かつ継続的な支援を行うものである。

## (2)事業の対象と役割

本モデル事業は、「体制整備」と「ユースアドバイザー（若者の自立支援に対応する専門的な相談員）育成」という2つの目的を担っている。

### 1)若者支援施策の対象者と目的

#### 施策の対象者

- ・ニート、ひきこもり、不登校、非行など何らかの困難を抱える若者

#### 施策の目的

- ・若者が抱える様々な問題状況に応じて適切な支援を行い、就学や就労、その前の段階としての社会参加など社会的自立へ導くこと

### 2)本事業が担う役割

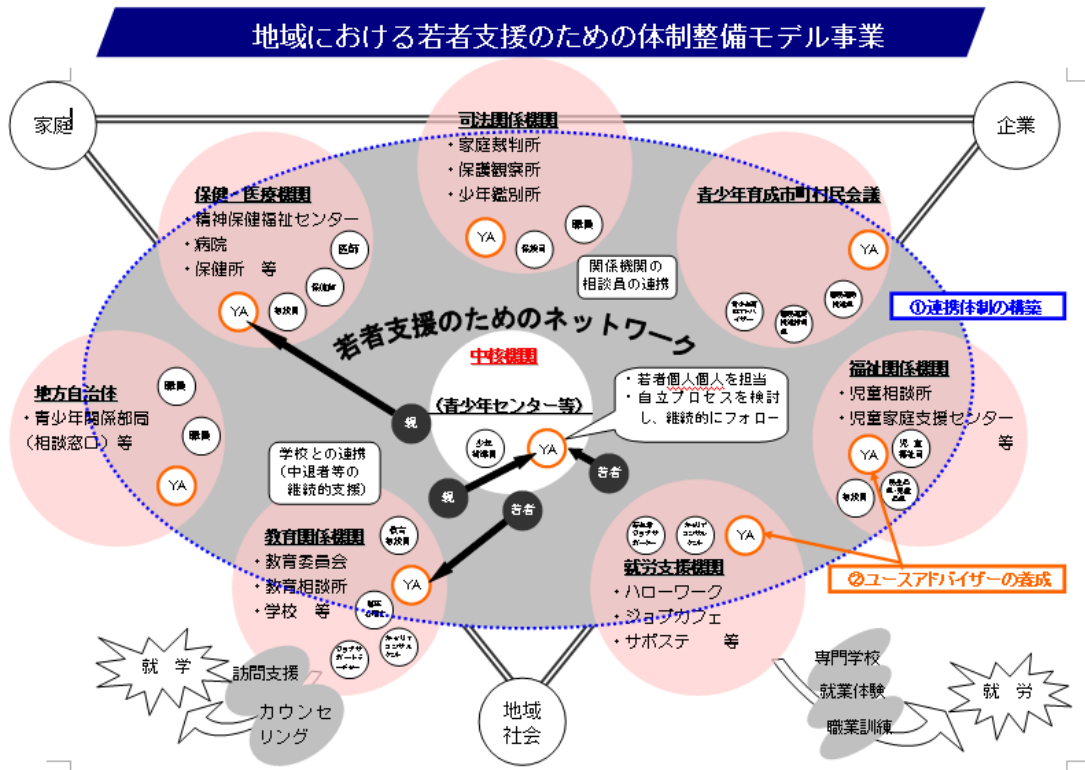
#### 体制整備

- ・少年補導センター等を地域の中核機関とし、様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する体制を整備する
  - ✓ 中央企画委員会；事業を実施する上での課題や特徴的な事例等について、総合的に検討。実施結果を踏まえた今後の取組の在り方を検討
  - ✓ 地方企画委員会；各関係機関における取組や連携に関して生じた課題、実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方を検討
  - ✓ ユースアドバイザー定例会議；各相談員や相談機関の取組状況や課題を検討

#### ユースアドバイザーの養成

- ・「研修・養成プログラム」に基づき、原則として若者支援に関わる機関等で現在相談・支援にあたっている者（ユースアドバイザー：若者の自立支援に対応する専門的な相談員）を養成するための講習会を実施する。

図表 1 参考：モデル事業が目指すネットワーク図（第1回中央企画委員会資料より）



## 1 - 2 . 事業の概要

### (1)事業の概要

#### 1)実施地域

- ・本事業の実施地域は以下の9地域であった。

千葉県市原市

東京都立川市

神奈川県横浜市

静岡県焼津市

三重県亀山市

京都府宇治市

島根県松江市

福岡県北九州市

沖縄県那覇市

#### 2)実施内容

- ・本事業は、 コースアドバイザー養成講習会の開催と 少年補導センターを中核機関とした若者支援体制の整備という大きく2つの活動を実施した。

##### コースアドバイザー養成講習会の開催

- ・各実施地域において、少年補導センター等の相談機関で活動するコースアドバイザーを養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「コースアドバイザー養成講習会」を実施。

##### 少年補導センターを中核機関とした若者支援体制の整備

- ・少年補導センターを地域の青少年相談機関のネットワークの中核機関として位置付け、ニート、ひきこもり、不登校、非行等社会適応上の困難な課題を抱える若者を、相談の総合受付、関係機関（地方自治体、教育、就労、福祉、医療・保健、司法関係の各機関及び青少年育成市町村民会議等）との連携と支援計画の作成、アウトリーチ（訪問支援）の実施、個別ケース検討会の開催等により、関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する若者支援体制の整備を行った。また、その取組結果を中央企画委員会及び地方企画委員会において検討するとともに、各実施地域の関係機関の相談担当者によるコースアドバイザー定例会議において、具体的な効果的取組の在り方について検討した。

##### (ア)中央企画委員会

学識経験者等及び各実施地域の中核機関の代表者からなる中央企画委員会において、モデル事業を実施する上で明らかとなった課題や特徴的な事例等について総合的に検討し、また、実施結果を踏まえた今後の取組の在り方を検討した。

(イ)地方企画委員会

各実施地域の学識経験者等及び連携する各関係機関の代表からなる地方企画委員会において、関係機関における取組や連携に関して生じた課題及び実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方を検討した。

(ウ)ユースアドバイザー定例会議

各実施地域において活動する相談員が定期的に集まり、各相談員及び相談機関の取組状況や課題について検討した。

図表 2 地域における若者支援のための体制整備モデル事業全体スキーム

## 地域における若者支援のための体制整備モデル事業

### 背景

若者の社会的な自立の遅れに対する支援が喫緊かつ重要な課題

### 実施地域

- 千葉県市原市
- 東京都立川市
- 神奈川県横浜市
- 静岡県焼津市
- 三重県亀山市
- 京都府宇治市
- 島根県松江市
- 福岡県北九州市
- 沖縄県那覇市

「養成プログラム」に基づき、**ユースアドバイザー（若者の自立支援に対応する専門的な相談員）**を養成するための講習会を実施  
**少年補導センター等を地域の中核機関とし、様々な問題を抱える若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する体制を整備**

#### ユースアドバイザー養成講習会（地域）

対象 関係機関の相談員等  
ユースアドバイザーの主な役割  
・継続的な支援の実施  
・若者支援ネットワークの活用  
・アウトリーチ（訪問支援）など  
研修計画  
1回を2単元とする研修を計8回実施  
研修概要  
若者支援ネットワークの概要、ユースアドバイザーの役割と業務を理解  
若者を取り巻く状況と若者の抱える問題を理解  
若者支援に関連する各種制度の概要とネットワークの意義を学習  
アセスメントと支援計画の策定等、効果的な支援の実施を学習

実務経験者（有識者）の役割  
・専門的な立場から、個別ケースごとに全体的な見立てを行う

#### 様々な問題を抱える若者を個別的・継続的に支援する体制整備

取り扱う問題 非行、不登校、ひきこもり等社会適応上の困難な課題  
支援の内容 相談の総合受付、関係機関との連携と支援計画の作成、アウトリーチ（訪問支援）の実施、個別ケース検討会等  
事業の検討  
・中央企画委員会（事業全体の企画・検証等）  
・地方企画委員会（各実施地域における取組の検討等）  
・ユースアドバイザー定例会議（各機関における取組や個別ケースの検討等）

#### 中央企画委員会（東京）

構成 学識経験者 地方企画委員会の学識経験者 中核機関（少年補導センター等）の代表者  
内容 事業を実施する上での課題や特徴的な事例等について総合的に検討し、また、実施結果を踏まえた今後の取組の在り方を検討

#### 地方企画委員会（地域）

構成 学識経験者・実務経験者 関係機関の代表者  
内容 各関係機関における取組や連携に関して生じた課題及び実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方を検討

#### ユースアドバイザー定例会議（地域）

構成 学識経験者・実務経験者 関係機関の相談員等  
内容 各相談員や相談機関の取組状況や課題を検討

出典：第1回中央企画委員会資料（内閣府）より

図表 3 地域における若者支援のための体制整備モデル事業 全体スケジュール

【東京】

|   | 6月        | 7月 | 8月 | 9月       | 10月 | 11月 | 12月      | 1月 | 2月 | 3月                   |
|---|-----------|----|----|----------|-----|-----|----------|----|----|----------------------|
| 中央企画委員会[年4回]<br>・学識経験者 5名<br>・地方企画委員会学識経験者 9名<br>（9地域×1名）<br>・実施地域の中核機関の代表 9名<br>（9地域×1名） | (事業計画の策定) |    |    | (進捗状況確認) |     |     | (進捗状況確認) |    |    | (事業評価)<br>(報告書取りまとめ) |

【各実施地域】

|  | 6月          | 7月     | 8月 | 9月       | 10月 | 11月 | 12月      | 1月 | 2月     | 3月 |
|--|-------------|--------|----|----------|-----|-----|----------|----|--------|----|
| 地方企画委員会[年4回]<br>・学識経験者及び豊富な実務経験を有する者 3名<br>・連携する各関係機関の代表 15名程度<br>（15機関を予定、各1名程度）                    | (地域事業計画の策定) |        |    | (進捗状況確認) |     |     | (進捗状況確認) |    | (事業評価) |    |
| ユースアドバイザー定例会議[月1回程度]<br>・学識経験者及び豊富な実務経験を有する者 3名<br>・関係機関において活動する相談員 15名程度<br>（15機関を予定、各1名程度）         |             | -----> |    |          |     |     |          |    |        |    |
| ユースアドバイザー養成講習会[年8回]<br>・講師：学識経験者及び青少年をめぐる地域の実情に通じた者<br>・対象者：関係機関において活動する相談員 30名程度<br>（15機関を予定、各2名程度） |             | -----> |    |          |     |     |          |    |        |    |

出典：第1回中央企画委員会資料（内閣府）より

図表 4 コースアドバイザー養成講習会標準的内容

コースアドバイザー養成講習会の標準的内容

本表は、全16単元の内容を、1回に2単元、8回の講習会開催で学習することを想定して作成したものである。

講習会実施の目安として検討していただくため、標準的な内容となるものを参考に示したものであり、地域の実情や相談員の研修ニーズ等に応じ柔軟に企画することも可能である。

講師候補は、学識者以外に考えられる講師として、当該分野の制度や実務、地域の実情等に通じていると思われる方を例示したものである。

| 回   | 単元 | 項目                                | 講師  | 当該分野の大学教授等以外の具体的な講師候補                   |
|-----|----|-----------------------------------|---|---|
| 第1回 | 1  | 制度の概要及び業務の内容                      | 若者自立支援に知見のある者                                   | 中央企画委員有識者等                              |
|     | 2  | 若者をめぐる状況と自立支援の現状                  | 少子化、晩婚化、非婚化等若者をめぐる状況及び若者の自立支援の現状に知見のある者         | 中央企画委員有識者等                              |
| 第2回 | 3  | 学校から職業生活への移行、雇用・就労をめぐる状況          | 若者の学校から職業生活の移行過程の現状、雇用・就労をめぐる状況に知見の深い者          | ハローワーク所長など地域の労働事情等に知見のある機関の長等           |
|     | 4  | 労働環境について(職業紹介も含む) 就労支援について        | 労働環境の仕組み、就労支援に知見のある者                            | ハローワーク、ジョブカフェ、サポステ等地域の労働状況や就労支援に知見のある者  |
| 第3回 | 5  | 不登校、高校中退について 若者のひきこもりについて         | 不登校・高校中退の問題及び若者のひきこもりの問題に知見のある者                 | 教育相談所長、精神保健福祉センター等の医師                   |
|     | 6  | 若者のメンタルヘルスについて(知的障害、発達障害、精神障害を含む) | 若者のメンタルヘルスについて知見のある者                            | 精神保健福祉センター等の医師                          |
| 第4回 | 7  | 若者の非行、犯罪について、少年司法の仕組みについて         | 若者の非行・犯罪、少年司法の仕組みに知見のある者                        | 警察や司法関係機関(家裁、少年鑑別所等)など地域の少年非行の状況に知見のある者 |
|     | 8  | 薬物依存(麻薬、覚せい剤、向精神薬、アルコール等)について     | 若者の薬物依存に知見のある者                                  | 精神保健福祉センター等の医師、少年鑑別所心理技官等薬物依存に知見のある者    |
| 第5回 | 9  | 公的扶助、障害者福祉の仕組み                    | 公的扶助、障害者福祉の仕組みに知見のある者                           | 自治体の関係部局長、社会福祉事務所長等                     |
|     | 10 | ネットワークの構築と個人情報保護について              | 複数機関の関与による支援の在り方に知見のある者、ネットワークにおける個人情報保護に知見のある者 | 社会福祉事務所ソーシャルワーカー、要保護児童地域対策協議会担当者等       |
| 第6回 | 11 | アセスメントと支援計画                       | アセスメントや支援計画に知見のある者                              | 少年鑑別所鑑別技官、社会福祉事務所ソーシャルワーカーなど            |
|     | 12 | ケース検討会の在り方                        | ケースの見立てができ、関係機関の協働による包括的支援に知見のある者               | 少年鑑別所鑑別技官、社会福祉事務所ソーシャルワーカーなど            |
| 第7回 | 13 | 「動機付け面接」など効果的な面接方法の実習             | 動機付け面接等効果的な面接方法に知見のある者                          | 実技指導のできる者(動機付け面接指導者、SST普及協会会員等)         |
|     | 14 | SSTなどグループワーク実習                    | SSTなどグループワークに知見のある者                             |   |
| 第8回 | 15 | アウトリーチ(訪問支援について)                  | 非行等幅広い分野におけるアウトリーチ(訪問支援)の手法に知見のある者              | 精神保健福祉センター等訪問支援に実績のある機関の者               |
|     | 16 | まとめ(地域における若者支援体制の充実に向けて)          | 地域における若者の自立支援体制の整備・充実に知見のある者                    | 実施地域の青少年行政関係部局長等                        |

出典：第1回中央企画委員会資料(内閣府)より